

主契約の保険期間・保険料払込期間・契約年齢範囲

保険期間	保険料払込期間	契約年齢範囲
終身	終身	0～80歳
	70歳	0～60歳
	65歳	0～55歳
	60歳	0～50歳

※契約年齢0歳は、生後15日以上を対象とします。

給付金額の範囲

主契約・特約		最低	最高	単位
主契約	がん診断給付金額	5万円	300万円	5万円
がん治療給付金特約	がん治療給付金額	5万円	30万円	1万円
自由診療抗がん剤治療特約	—	—		
がん収入サポート特約	がん収入サポート給付金月額	5万円	15万円	1万円
がん先進医療特約	—	—		
がん手術特約	がん手術給付金額	10万円	30万円	1万円
女性がんケア特約	女性がんケア給付金額	10万円	100万円	1万円

- このパンフレットは、2025年4月1日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- このパンフレットに記載している社会保障制度に関する内容については、2024年12月1日現在の制度に基づいています。今後の制度改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 医療費等の費用は、各自治体の助成制度等により軽減されることがあります。お住まいの地域等によって制度が異なりますので、詳細については、各都道府県・市区町村等にご確認ください。
- FWD生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報については、FWD生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「**重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)**」、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 法人をご契約者とする場合には、別途交付する資料「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」および「**保険設計書**」を参照いただき、**税務取扱**について留意すべき事項をご確認ください。
- 生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。
- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険商品であり預貯金ではありません。したがって、預金保険機構の対象商品とはなりません。



引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)
受付時間：月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

募集代理店



Celebrate living

治療費だけじゃない。生活費もトータルサポート

FWDがんベスト・ゴールド

無解約返戻金型がん保険



契約後の
各種保険手続きができる
無料アプリ

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼パンフレット

「重要事項説明書」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。

がんに備える保障

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

がん保険 | 2025年4月改訂

★ ★ がん がんに備えるポイント

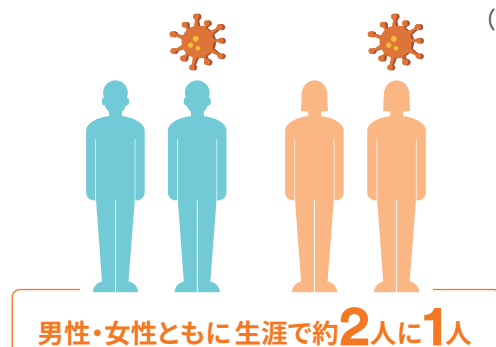
Point 1 がんとはどのような病気か、また、がんの治療方法について知っていますか？

がんは身近な病気です

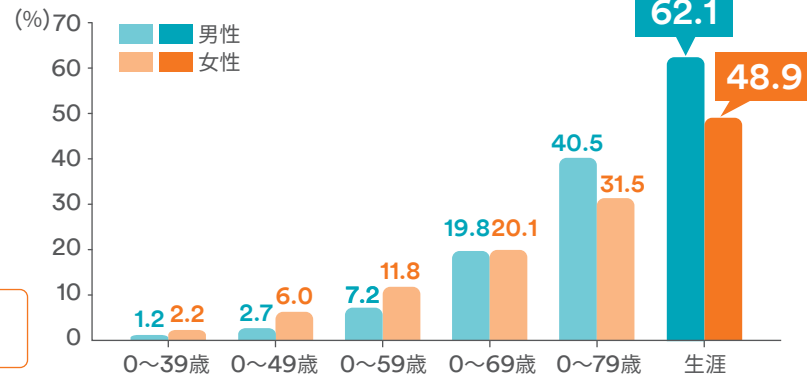
がんになる確率

年齢が高くなるにつれ、がんと診断される割合は高くなり、生涯のうち約2人に1人ががんと診断されます。

■生涯でがんと診断される割合



■男女別累積がん罹患率



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）累積罹患リスク（2020年データに基づく）よりFWD生命にて作成

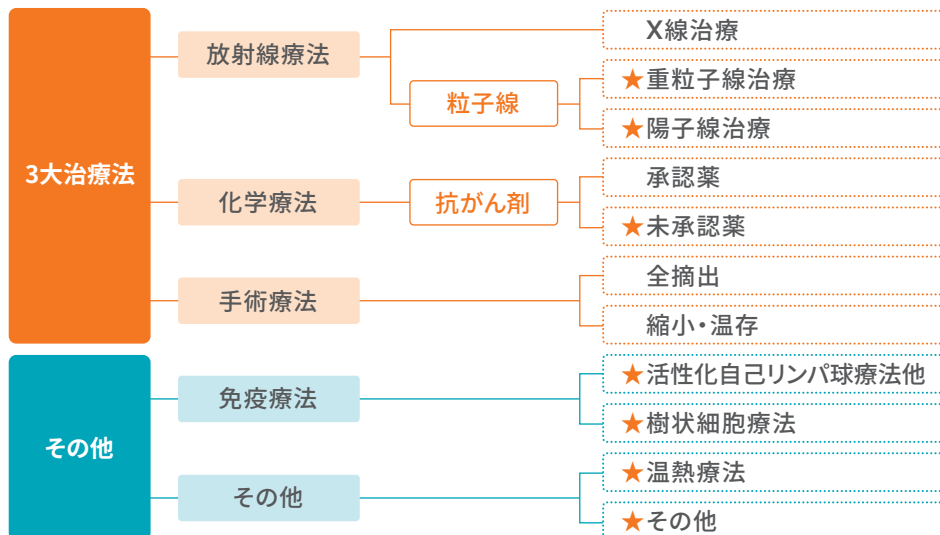
■主ながんの種類



この他にも「希少がん」と呼ばれる鼻腔内や眼球内にできるがん等もあります。

がん治療は多様化しています

■がん治療の体系



★は保険診療の対象外です。先進医療や一部の抗がん剤治療では、保険診療の対象外となり、自己負担が高額となるケースもあります。

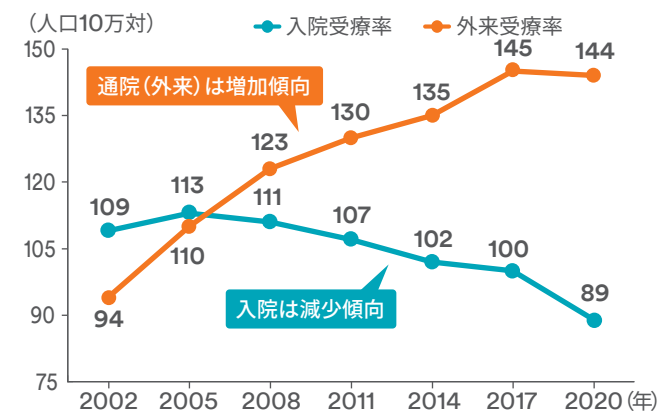
※条件によっては保険診療の対象となる場合があります。また★の付いていない治療方法であっても保険診療の対象外となる場合があります。

監修：株式会社セールス手帖社 保険FPS研究所

Point 2 がんは、通院で治療をおこなうケースが増えていることを知っていますか？

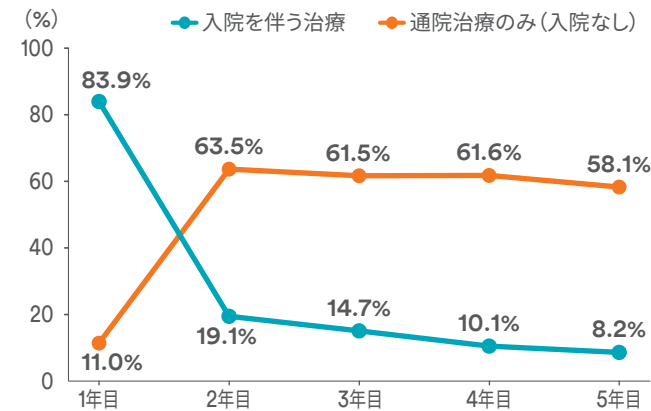
がんの治療は「入院」から「通院」に

■悪性新生物（がん）の入院・外来受療率*の推移



*ここでいう「受療率」とは、人口10万人に対する推計患者数（調査日に全国の医療施設で受療した患者の推計数）のことをいいます。
出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」よりFWD生命にて作成

■がん治療における入院有無の推移

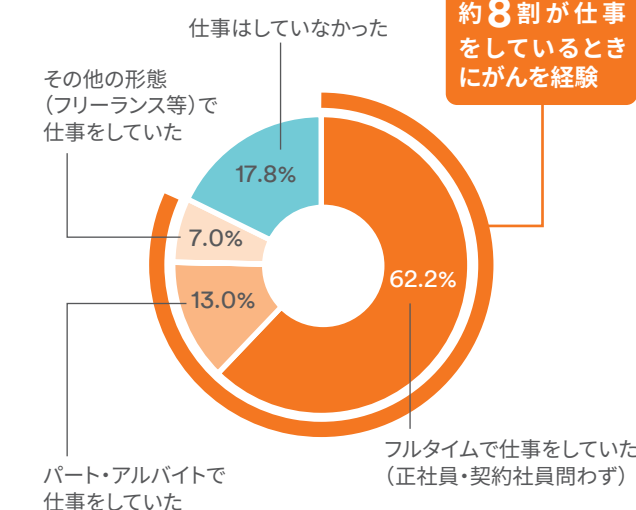


※回答から「治療が完了した（寛解した）」を除いて集計しています。
調査委託先：株式会社マクロミル 回答者：がん罹患経験者20～60代の男女1,030人 調査期間：2020年2月17日～2020年2月18日

Point 3 治療費への備えのほか、収入の減少にも備えていますか？

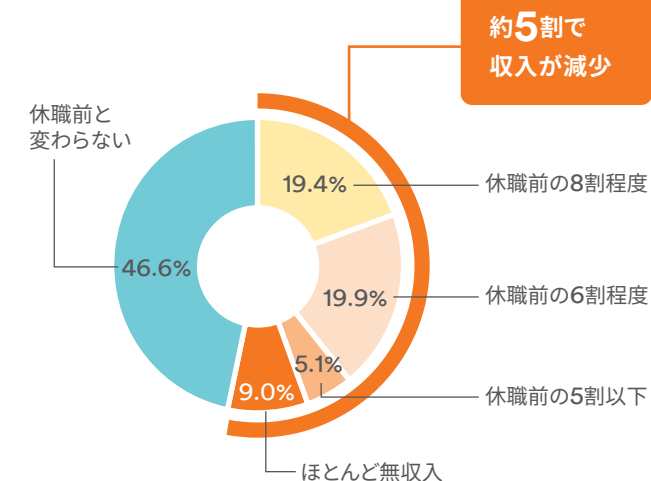
仕事は続けられても、収入が減る場合もあります

■がん罹患時の就業状況について



調査委託先：株式会社マクロミル
回答者：がん罹患経験者20～60代の男女1,030人
調査期間：2020年2月17日～2020年2月18日

■休職期間中の収入（がん）



出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構
「治療と仕事の両立に関する実態調査（患者WEB調査）（2024年3月）」よりFWD生命にて作成

★ ★ この保険のポイント



初めてがん（上皮内新生物を含む）と診断確定されたら、最高300万円の給付金を受け取れます。



給付金は年1回を限度に何回でも受け取れます*1。保障は一生涯続きます。

*1 がん診断給付金の支払事由に該当する場合



保険診療の対象かどうかにかかわらず給付金を受け取れます。通院による治療も保障の対象です。*2

がん（上皮内新生物を含む）と診断確定されてから1年経過後の通院治療もがん診断給付金の支払対象です。

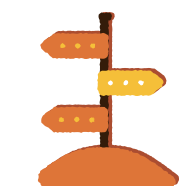
*2 がん診断給付金通院不担保特則を付加しない場合
※一部、支払対象外となる治療があります。



保険料払込みの免除 ※上皮内新生物も対象

初めてがん（上皮内新生物を含む）と診断確定されたら、以後の保険料の払込みは必要ありません。

保険料の負担なく保障を継続できます。



収入減や自由診療にも備えられる特約等を付加できます。

特約を付加することで保障をさらに充実させることができます。

3つのプランをご用意しました。
下記プラン以外にもご希望に合わせた保障が設計可能です。



例えばこんな希望はありませんか？



お手軽な保険料で
がんの保障を確保したい

**シンプル
プラン**



がんの治療費はもちろん、
収入減にも備えたい

**ベーシック
プラン**



手厚くがんにも備えたい

**プレミアム
プラン**



申込時の健康に関する告知事項は4つのみ
4つの告知事項が全て **いいえ** であればお申込み可能です。

※告知事項の詳細につきましては「告知書」でご確認ください。

※職業、FWD生命の他の保険への加入状況や過去の給付歴等によってはご契約をお引受けできないことがあります。



保障プラン

この保険は保険期間の始期から91日目に保障を開始します。

※職業やFWD生命の他の保険への加入状況等により、取扱可能な契約条件が異なる場合がありますので、詳細は募集代理店までお問い合わせください。

基本保障

主な保障	全期払(保険期間と保険料払込期間が同一)の場合	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払限度	取扱範囲	保険期間 保険料払込期間	シンプル プラン	ベーシック プラン	プレミアム プラン
診断 入院 通院	主契約 がん診断給付金	【初回の支払】初めてがん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき 【2回目以降の支払】前回の支払事由該当日から1年経過後に、以下のいずれかに該当したとき a 新たにがん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき、または診断確定されたがん(上皮内新生物を含む)の再発・転移が認められたとき b がん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療*1のため入院をしたとき(入院を継続しているときを含む) c がん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療*1のため通院*2をしたとき がん診断給付金通院不担保特則を付加した場合、【2回目以降の支払】は上記a bのみとなります。	回数無制限 1年に1回	5万円～300万円 (5万円単位)	終身	25 万円	50 万円	100 万円
+	保険料払込免除	初めてがん(上皮内新生物を含む)と診断確定された後の保険料の払込みは免除されます。						

上乗せ保障

抗がん剤 ホルモン剤	がん治療給付金特約 抗がん剤治療給付金	がん(上皮内新生物を含む)により、保険診療の対象となる所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療のため、入院または通院をしたとき(再発予防を目的とした投与・処方を含む)	回数無制限 同一月に1回	5万円～30万円 (1万円単位)	終身	10 万円	10 万円	10 万円
放射線	がん放射線治療給付金	がん(上皮内新生物を含む)により、保険診療の対象となる所定の放射線治療を受けたとき	回数無制限 同一月に1回*3					
自由診療等	自由診療抗がん剤治療特約 自由診療抗がん剤治療給付金	がん(上皮内新生物を含む)により、がん診療連携拠点病院等において、保険診療および先進医療の対象外となる所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療のため、入院または通院をしたとき	通算 3,000万円	—	5年 自動更新*4	対象となる抗がん剤またはホルモン剤の処方・投与にかかる薬剤料と同額*5		
収入補填	がん収入サポート特約 がん収入サポート給付金 (がん収入サポート給付金月額×12回)	主契約のがん診断給付金が支払われるとき	通算限度なし	月額5万円～15万円 (1万円単位)	60/65/70歳 更新なし	—	月額5万円 ×12回	月額5万円 ×12回
先進医療	がん先進医療特約 がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	がん(上皮内新生物を含む)により、先進医療による療養を受けたとき*6 がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	通算 2,000万円 —	—	終身	—	—	先進医療にかかる技術料と同額 がん先進医療給付金×10%相当額
手術	がん手術特約 がん手術給付金	がん(上皮内新生物を含む)により、所定の手術を受けたとき	回数無制限*7	10万円～30万円 (1万円単位)	終身	—	—	10 万円
女性特有のがん	女性がんケア特約 ※女性のみ 女性がん手術給付金 乳房再建術給付金	がん(上皮内新生物を含む)により、以下のいずれかの手術*8を受けたとき 乳房観血切除術、卵巣観血切除術、子宮観血切除術 女性がん手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	乳房観血切除術: 片側1乳房につき1回 卵巣観血切除術:2回 子宮観血切除術:1回 片側1乳房につき1回	10万円～100万円 (1万円単位)	終身	—	—	10 万円

*1 再発予防のための治療は含まれません。
*2 ホルモン剤治療のみを受ける通院は含まれません。
*3 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療を複数回受けたときは、いずれか1つの放射線治療についてのみ支払事由に該当するものとして取り扱います。
*4 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。更新後の保険料は、更新日時点の年齢・保険料率等によって計算されます。なお、次の①②のいずれかに該当する場合には更新を取り扱いません。①更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき。②更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき。

*5 所定の上限があります。詳細は20ページをご覧ください。
*6 医療行為や医療機関および適応症等によっては給付金のお支払いの対象とならないことがあります。
*7 ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術は60日に1回を限度とします。
*8 支払事由に該当する手術を複数同時に受けた場合、お支払いする女性がん手術給付金は1回分となる場合があります。
※短期払の場合、保険料払込期間満了後に死亡したときには死亡給付金を、保険料払込期間満了後に解約したときには解約返戻金をお支払いします。詳細は18ページ・22ページをご覧ください。

主な特約・特則

がん治療給付金特約

治療が長期間におよぶ乳がん等が心配な方に

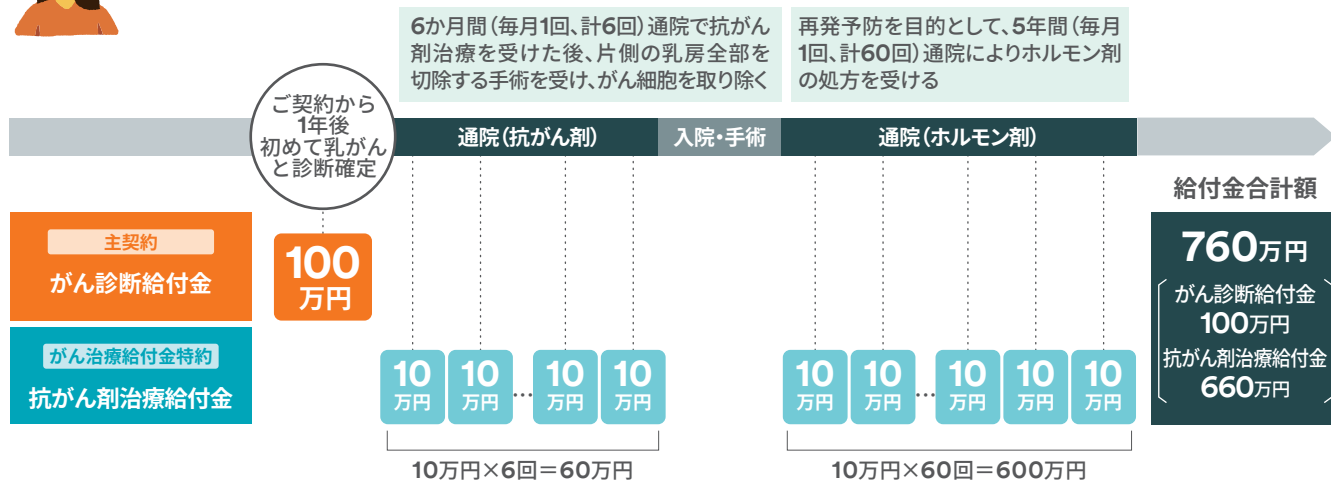
保険診療の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療のための入院または通院をした場合、最高30万円を回数無制限で受け取れます(同一月に1回を限度)。

POINT

再発予防を目的とする所定の抗がん剤・ホルモン剤の投与や処方を受けた場合でも給付金を受け取れます(経口投与の抗がん剤・ホルモン剤による治療も対象となります)。



乳がんになった場合の給付例 【契約内容】主契約:100万円、がん治療給付金特約:10万円



※がん治療給付金特約には上図のほか、がん放射線治療給付金があります。

がん収入サポート特約

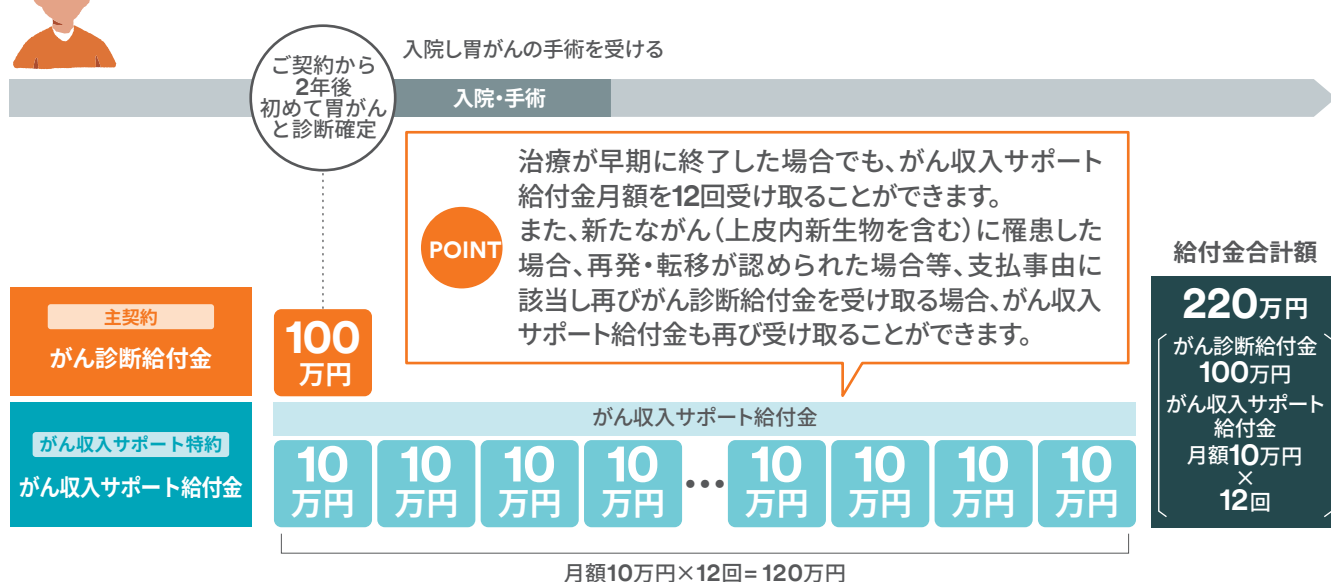
がんの治療中、生活費の不足が心配な方に

主契約(がん診断給付金)の支払事由に該当すると、がん診断給付金に加えて、がん収入サポート給付金(がん収入サポート給付金月額×12回)を受け取れます。がん収入サポート給付金月額は最高15万円まで設定できます。

※この特約の保険期間・保険料払込期間は60歳/65歳/70歳のいずれかよりお選びいただけます。この特約に更新のお取扱いはありません。



胃がんになった場合の給付例 【契約内容】主契約:100万円、がん収入サポート特約:10万円



※記載の給付例はあくまでも一例です。個別の事例等により、給付内容が異なる場合があります。

自由診療抗がん剤治療特約

高額になりがちな自由診療等に備えたい方に

保険診療および先進医療の対象外となる所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療を受けた場合、所定の要件に該当すれば通算3,000万円まで給付金を受け取れます。

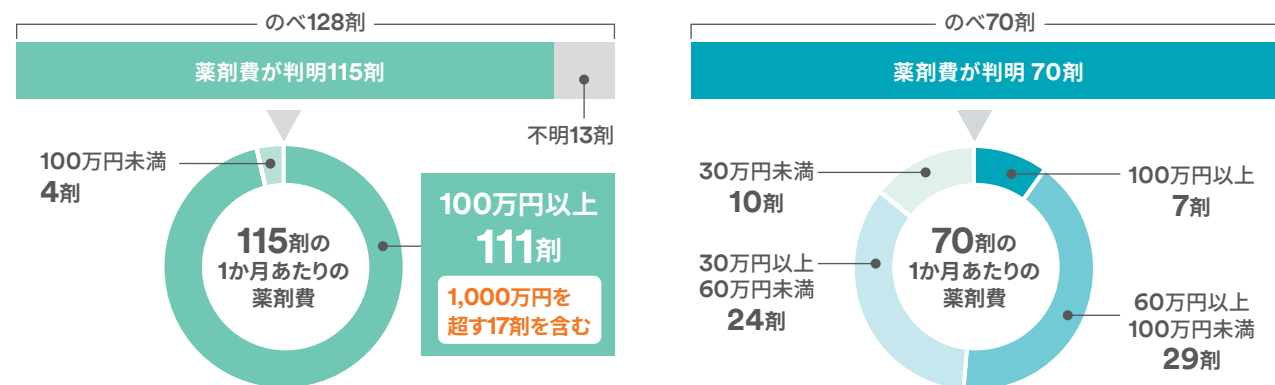
※この特約の保険期間・保険料払込期間は5年です。保険期間満了後に更新前と同じ保険期間で自動更新されます。更新後の保険料は、更新日時時点の年齢・保険料率等によって計算されます。なお、次の①②のいずれかに該当する場合には更新を取り扱いません。①更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき。②更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき。※この特約の支払事由の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤についての詳細は21ページおよび「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険診療の対象外となる抗がん剤の例

未承認薬 日本では公的医療保険制度の対象外となっているが、海外では承認されている薬を使う場合。
適応外使用 現在公的医療保険制度の対象となっている抗がん剤を他の臓器のがんの治療に使う場合。

国内未承認の抗がん剤の1か月あたりの薬剤費

適応外使用の抗がん剤の1か月あたりの薬剤費



出典: 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2024年3月31日時点)」をもとにFWD生命にて作成

事前照会をご利用ください



お支払いの対象となる薬剤には所定の要件があるため、薬剤によってはお支払いの対象とならない場合があります。また、お支払いの対象となる場合でも、支払額に上限がある場合があります。事前照会用の書類をご用意しておりますので、治療開始前に総合サービスセンターまでお問い合わせください。



がん診断給付金通院不担保特則

主契約にがん診断給付金通院不担保特則を付加することで、主契約のがん診断給付金【2回目以降の支払】の支払事由④「がん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため通院をしたとき」が給付金のお支払いの対象外となります。

支払事由を制限することにより、保険料を低く設定することができます。

※主契約のがん診断給付金の支払事由が一部変更となるため、がん収入サポート特約についても、がん収入サポート給付金の支払対象が変更されます。

がん診断給付金の2回目以降の支払対象の違い

<がん診断給付金通院不担保特則:付加なしの場合>

- ① 新たにごん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき、または診断確定されたがん(上皮内新生物を含む)の再発・転移が認められたとき
- ② ごん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため入院をしたとき(入院を継続しているときを含む)
- ③ ごん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため通院をしたとき

<がん診断給付金通院不担保特則:付加ありの場合>

- ① 新たにごん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき、または診断確定されたがん(上皮内新生物を含む)の再発・転移が認められたとき
- ② ごん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため入院をしたとき(入院を継続しているときを含む)

「契約時にどちらかをお選びいただけます」

① がん診断給付金通院不担保特則のみの解約はできません。

Q&A

Q 申込みにあたり健康診断等の結果の提出は必要ですか？

A 必要ありません。告知書にある健康に関する4つの告知事項に該当しなければお申込みいただけます。

Q がんのステージ(病期)によって保障は変わりますか？

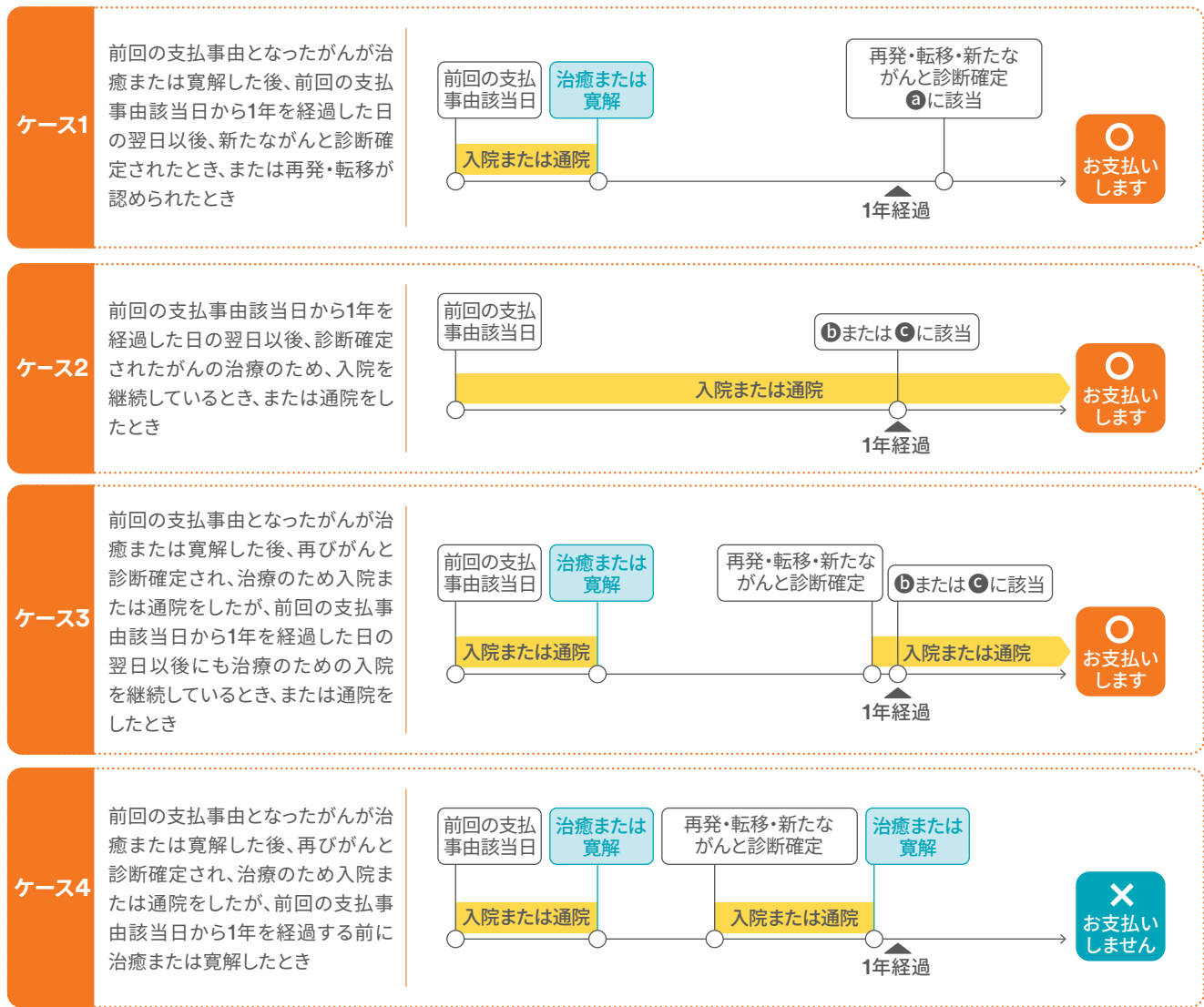
A いいえ、変わりません。がんの初期状態である上皮内新生物でも、悪性新生物と同等の保障が確保できます。

Q がん診断給付金はどのようなときに再度支払われますか？

A 前回の支払事由該当日から1年経過後に、以下のいずれかに該当したときにお支払いします。

- ①新たにがん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき、または診断確定されたがん(上皮内新生物を含む)の再発・転移が認められたとき
- ②がん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため入院をしたとき(入院を継続しているときを含む)
- ③がん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため通院をしたとき

※がん診断給付金通院不担保特則を付加した場合③「がん(上皮内新生物を含む)により、所定の治療のため通院をしたとき」はお支払いの対象外となります。



※「治療または寛解」とは、治療したことにより、がんが認められない状態をいいます。

保険料表(プラン別)

■保険期間・保険料払込期間:終身* ■保険料払込方法:月払(口座振替扱)

*がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間は70歳の場合の例です。この特約に更新のお取扱いはありません。
自由診療抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は5年です。この特約は所定の範囲内で自動更新されます。更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率等により計算されます。

※各プランの契約条件は5・6ページ記載のとおりです。

※記載のすべてのプランにがん診断給付金通院不担保特則は付加していません。また、プレミアムプランには女性のみ女性がんケア特約を付加しています。
枠内は、自由診療抗がん剤治療特約・がん収入サポート特約の契約年齢範囲が20歳以上であるため、お申込みいただけません。枠内は、がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間が70歳の場合、契約年齢範囲が60歳までのため、お申込みいただけません。



男性

契約年齢(歳)	シンプルプラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン	契約年齢(歳)	シンプルプラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン
0	—	—	—	40	2,560	4,498	6,720
1	—	—	—	41	2,641	4,681	7,015
2	—	—	—	42	2,727	4,875	7,327
3	—	—	—	43	2,820	5,080	7,657
4	—	—	—	44	2,916	5,295	8,003
5	—	—	—	45	3,019	5,525	8,376
6	—	—	—	46	3,131	5,772	8,774
7	—	—	—	47	3,278	6,063	9,223
8	—	—	—	48	3,403	6,341	9,672
9	—	—	—	49	3,536	6,636	10,150
10	—	—	—	50	3,680	6,952	10,659
11	—	—	—	51	3,831	7,286	11,198
12	—	—	—	52	3,993	7,642	11,772
13	—	—	—	53	4,164	8,015	12,376
14	—	—	—	54	4,345	8,409	13,013
15	—	—	—	55	4,534	8,817	13,677
16	—	—	—	56	4,733	9,243	14,389
17	—	—	—	57	4,938	9,679	15,104
18	—	—	—	58	5,152	10,124	15,837
19	—	—	—	59	5,375	10,580	16,591
20	1,577	2,317	3,195	60	5,607	11,046	17,363
21	1,605	2,381	3,295	61	5,846	—	—
22	1,637	2,449	3,403	62	6,094	—	—
23	1,670	2,521	3,516	63	6,345	—	—
24	1,705	2,597	3,636	64	6,601	—	—
25	1,742	2,677	3,768	65	6,855	—	—
26	1,780	2,761	3,905	66	7,107	—	—
27	1,823	2,851	4,047	67	7,352	—	—
28	1,865	2,944	4,198	68	7,591	—	—
29	1,911	3,044	4,358	69	7,826	—	—
30	1,957	3,145	4,520	70	8,054	—	—
31	2,004	3,249	4,708	71	8,281	—	—
32	2,053	3,359	4,885	72	8,500	—	—
33	2,104	3,475	5,071	73	8,711	—	—
34	2,158	3,598	5,268	74	8,940	—	—
35	2,217	3,728	5,478	75	9,130	—	—
36	2,278	3,866	5,699	76	9,303	—	—
37	2,342	4,011	5,934	77	9,460	—	—
38	2,411	4,166	6,183	78	9,596	—	—
39	2,484	4,329	6,446	79	9,708	—	—
				80	9,787	—	—



女性

契約年齢(歳)	シンプルプラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン	契約年齢(歳)	シンプルプラン	ベーシックプラン	プレミアムプラン
0	—	—	—	40	2,724	4,685	6,738
1	—	—	—	41	2,787	4,800	6,912
2	—	—	—	42	2,846	4,909	7,077
3	—	—	—	43	2,903	5,014	7,237
4	—	—	—	44	2,960	5,116	7,396
5	—	—	—	45	3,014	5,217	7,551
6	—	—	—	46	3,069	5,315	7,706
7	—	—	—	47	3,119	5,409	7,857
8	—	—	—	48	3,169	5,499	8,005
9	—	—	—	49	3,218	5,588	8,151
10	—	—	—	50	3,264	5,672	8,292
11	—	—	—	51	3,298	5,732	8,394
12	—	—	—	52	3,330	5,790	8,493
13	—	—	—	53	3,362	5,847	8,591
14	—	—	—	54	3,395	5,905	8,695
15	—	—	—	55	3,432	5,970	8,808
16	—	—	—	56	3,473	6,042	8,933
17	—	—	—	57	3,516	6,118	9,064
18	—	—	—	58	3,563	6,202	9,208
19	—	—	—	59	3,613	6,289	9,359
20	1,754	2,750	3,855	60	3,667	6,384	9,521
21	1,788	2,828	3,972	61	3,722	—	—
22	1,825	2,910	4,090	62	3,779	—	—
23	1,862	2,993	4,212	63	3,834	—	—
24	1,901	3,078	4,334	64	3,890	—	—
25	1,940	3,162	4,470	65	3,939	—	—
26	1,980	3,247	4,598	66	3,985	—	—
27	2,022	3,335	4,747	67	4,027	—	—
28	2,094	3,453	4,910	68	4,065	—	—
29	2,138	3,542	5,041	69	4,101	—	—
30	2,183	3,634	5,179	70	4,134	—	—
31	2,226	3,724	5,312	71	4,168	—	—
32	2,270	3,816	5,447	72	4,200	—	—
33	2,315	3,909	5,582	73	4,231	—	—
34	2,362	4,004	5,722	74	4,260	—	—
35	2,413	4,105	5,867	75	4,284	—	—
36	2,475	4,221	6,040	76	4,307	—	—
37	2,538	4,339	6,216	77	4,323	—	—
38	2,601	4,457	6,393	78	4,336	—	—
39	2,663	4,573	6,568	79	4,348	—	—
				80	4,359	—	—

(単位:円)



男性

保険料表(主契約・特約別)

■保険期間・保険料払込期間：終身* ■保険料払込方法：月払(口座振替扱)

*がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間は70歳の場合の例です。この特約に更新のお取扱いはありません。

自由診療抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は5年です。この特約は所定の範囲内で自動更新されます。更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率等により計算されます。

契約年齢 (歳)	主契約								がん治療 給付金 特約	自由診療 抗がん剤 治療特約	がん収入サポート 特約		がん先進 医療特約	がん手術 特約
	特則なし				特則あり						特則なし	特則あり		
	25万円	50万円	100万円	300万円	25万円	50万円	100万円	300万円						
0	708	821	1,048	1,954	692	789	984	1,762	165	—	—	—	101	130
1	715	833	1,069	2,013	698	800	1,003	1,815	167	—	—	—	101	131
2	722	845	1,091	2,075	704	810	1,022	1,868	170	—	—	—	101	132
3	729	857	1,114	2,140	711	822	1,043	1,927	173	—	—	—	101	133
4	738	872	1,140	2,212	719	835	1,066	1,990	176	—	—	—	101	134
5	746	886	1,167	2,289	726	847	1,089	2,055	179	—	—	—	102	136
6	755	902	1,196	2,372	734	861	1,114	2,126	183	—	—	—	102	137
7	765	919	1,227	2,459	743	876	1,142	2,204	187	—	—	—	102	138
8	774	936	1,260	2,554	752	891	1,170	2,284	191	—	—	—	102	140
9	785	955	1,295	2,653	762	908	1,201	2,371	196	—	—	—	102	143
10	797	976	1,333	2,761	772	926	1,234	2,464	201	—	—	—	102	145
11	808	996	1,372	2,874	782	944	1,268	2,562	207	—	—	—	102	147
12	821	1,019	1,415	2,997	794	964	1,305	2,667	212	—	—	—	102	149
13	835	1,043	1,460	3,126	806	985	1,344	2,778	218	—	—	—	102	151
14	849	1,068	1,507	3,261	819	1,008	1,386	2,898	224	—	—	—	102	154
15	864	1,095	1,557	3,405	832	1,031	1,430	3,024	230	—	—	—	102	157
16	879	1,123	1,610	3,558	846	1,056	1,476	3,156	236	—	—	—	102	159
17	896	1,153	1,667	3,721	861	1,082	1,525	3,295	243	—	—	—	103	162
18	913	1,184	1,726	3,892	876	1,110	1,577	3,445	252	—	—	—	103	166
19	931	1,217	1,788	4,072	892	1,138	1,631	3,601	260	—	—	—	103	169
20	951	1,252	1,855	4,265	909	1,169	1,689	3,767	268	358	439	392	103	172
21	970	1,288	1,924	4,466	927	1,201	1,749	3,941	277	358	458	408	103	175
22	992	1,327	1,998	4,680	946	1,235	1,813	4,125	287	358	477	425	103	180
23	1,014	1,368	2,076	4,906	966	1,271	1,881	4,321	298	358	497	443	103	184
24	1,038	1,411	2,158	5,144	986	1,308	1,952	4,526	309	358	519	462	104	188
25	1,063	1,457	2,245	5,397	1,008	1,348	2,028	4,746	321	358	541	482	105	198
26	1,089	1,505	2,337	5,665	1,031	1,390	2,107	4,975	333	358	565	502	106	206
27	1,117	1,556	2,434	5,946	1,056	1,435	2,192	5,220	348	358	589	524	106	212
28	1,145	1,609	2,536	6,244	1,081	1,481	2,281	5,479	362	358	615	546	107	220
29	1,176	1,666	2,645	6,561	1,109	1,531	2,376	5,754	377	358	643	571	108	227
30	1,205	1,721	2,752	6,876	1,134	1,579	2,468	6,024	393	359	672	596	108	236
31	1,235	1,778	2,864	7,206	1,161	1,629	2,565	6,309	410	359	702	623	129	244
32	1,267	1,839	2,983	7,557	1,189	1,682	2,668	6,612	427	359	734	651	129	253
33	1,301	1,903	3,108	7,926	1,218	1,737	2,776	6,930	444	359	769	682	130	261
34	1,336	1,971	3,240	8,316	1,249	1,796	2,891	7,269	463	359	805	713	130	271
35	1,375	2,044	3,382	8,734	1,282	1,859	3,013	7,627	483	359	842	746	131	281
36	1,415	2,120	3,531	9,173	1,318	1,926	3,143	8,009	504	359	883	782	131	291
37	1,457	2,201	3,689	9,639	1,355	1,997	3,280	8,412	526	359	925	819	132	303
38	1,502	2,287	3,856	10,132	1,394	2,071	3,424	8,836	550	359	970	859	132	316
39	1,549	2,377	4,032	10,652	1,435	2,149	3,577	9,287	576	359	1,017	900	133	329

※下記の保険料表において「特則」とはがん診断給付金通院不担保特則を指します。主契約にて「特則あり」を選択する場合、がん収入サポート特約も「特則あり」の保険料をご覧ください。

※枠内は、自由診療抗がん剤治療特約・がん収入サポート特約の契約年齢範囲が20歳以上であるため、お申込みいただけません。枠内は、がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間が70歳の場合、契約年齢範囲が60歳までのため、お申込みいただけません。

※お申込みにあたっては、月払保険料が1,000円以上となる必要があります。枠内は、他の特約を付加する等、ご契約条件によってお申込みいただける場合があります。

(単位:円)

契約年齢 (歳)	主契約								がん治療 給付金 特約	自由診療 抗がん剤 治療特約	がん収入サポート 特約		がん先進 医療特約	がん手術 特約
	特則なし				特則あり						特則なし	特則あり		
	25万円	50万円	100万円	300万円	25万円	50万円	100万円	300万円						
40	1,599	2,472	4,218	11,200	1,480	2,233	3,739	9,763	602	359	1,065	942	134	342
41	1,652	2,573	4,415	11,781	1,526	2,321	3,910	10,266	630	359	1,119	990	134	358
42	1,708	2,680	4,623	12,395	1,575	2,413	4,090	10,796	660	359	1,176	1,041	135	374
43	1,768	2,793	4,843	13,043	1,627	2,512	4,281	11,357	693	359	1,235	1,093	136	391
44	1,830	2,912	5,076	13,732	1,682	2,616	4,484	11,956	727	359	1,297	1,148	136	408
45	1,896	3,039	5,325	14,467	1,740	2,727	4,700	12,592	764	359	1,363	1,208	137	428
46	1,968	3,175	5,590	15,248	1,803	2,845	4,930	13,268	804	359	1,434	1,271	138	449
47	2,044	3,320	5,872	16,080	1,869	2,971	5,175	13,989	845	389	1,509	1,337	139	469
48	2,124	3,474	6,173	16,969	1,940	3,105	5,436	14,758	890	389	1,588	1,408	140	492
49	2,209	3,637	6,493	17,915	2,015	3,248	5,714	15,578	937	390	1,672	1,483	141	517
50	2,302	3,813	6,835	18,923	2,096	3,401	6,012	16,454	988	390	1,761	1,563	142	543
51	2,399	3,999	7,199	19,999	2,181	3,563	6,328	17,386	1,042	390	1,855	1,648	143	569
52	2,502	4,197	7,586	21,142	2,272	3,736	6,664	18,376	1,101	390	1,954	1,737	144	597
53	2,611	4,405	7,994	22,348	2,367	3,917	7,018	19,420	1,163	390	2,057	1,830	145	627
54	2,726	4,626	8,425	23,621	2,468	4,110	7,393	20,525	1,228	391	2,164	1,926	147	658
55	2,847	4,857	8,878	24,960	2,574	4,311	7,785	21,681	1,296	391	2,273	2,026	148	691
56	2,974	5,100	9,352	26,360	2,685	4,523	8,198	22,898	1,368	391	2,384	2,126	169	725
57	3,105	5,352	9,845	27,817	2,800	4,742	8,625	24,157	1,442	391	2,494	2,227	171	761
58	3,240	5,612	10,355	29,327	2,918	4,968	9,068	25,466	1,520	392	2,600	2,326	172	798
59	3,382	5,883	10,885	30,893	3,043	5,205	9,529	26,825	1,601	392	2,704	2,424	174	835
60	3,527	6,162	11,433	32,515	3,170	5,448	10,005	28,231	1,687	393	2,804	2,518	175	871
61	3,677	6,451	11,999	34,189	3,302	5,701	10,499	29,689	1,776	393	—	—	177	907
62	3,832	6,748	12,580	35,908	3,438	5,960	11,005	31,183	1,868	394	—	—	179	943
63	3,987	7,048	13,170	37,656	3,575	6,223	11,520	32,706	1,964	394	—	—	181	979
64	4,145	7,352	13,765	39,417	3,714	6,490	12,042	34,248	2,061	395	—	—	182	1,013
65	4,302	7,654	14,358	41,172	3,853	6,756	12,562	35,784	2,158	395	—	—	184	1,043
66	4,457	7,952	14,942	42,902	3,990	7,019	13,076	37,304	2,254	396	—	—	186	1,075
67	4,608	8,243	15,514	44,596	4,125	7,277	13,581	38,797	2,348	396	—	—	187	1,106
68	4,755	8,527	16,071	46,245	4,256	7,529	14,075	40,257	2,439	397	—	—	189	1,136
69	4,901	8,808	16,622	47,876	4,388	7,781	14,567	41,711	2,527	398	—	—	191	1,168
70	5,045	9,086	17,168	49,494	4,517	8,030	15,056	43,158	2,611	398	—	—	192	1,199
71	5,189	9,362	17,708	51,092	4,647	8,279	15,543	44,597	2,693	399	—	—	194	1,229
72	5,330	9,633	18,239	52,663	4,776	8,526	16,025	46,021	2,770	400	—	—	196	1,259
73	5,467	9,897	18,757	54,195	4,902	8,767	16,497	47,415	2,843	401	—	—	198	1,287
74	5,598	10,149	19,251	55,657	5,024	9,000	16,952	48,760	2,910	432	—	—	200	1,312
75	5,723	10,387	19,715	57,027	5,140	9,221	17,384	50,034	2,974	433	—	—	203	1,332
76	5,837	10,605	20,140	58,280	5,248	9,427	17,785	51,215	3,032	434	—	—	205	1,347
77	5,940	10,799	20,517	59,389	5,347	9,613	18,146	52,276	3,085	435	—	—	207	1,355
78	6,027	10,964	20,837	60,329	5,433	9,775	18,460	53,198	3,133	436	—	—	210	1,360
79	6,098	11,095	21,089	61,065	5,505	9,909	18,717	53,949	3,173	437	—	—	212	1,361
80	6,146	11,183	21,257	61,551	5,557	10,005	18,900	54,480	3,203	438	—	—	215	1,359



女性

保険料表(主契約・特約別)

■保険期間・保険料払込期間：終身＊ ■保険料払込方法：月払（口座振替振）

＊がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間は70歳の場合の例です。この特約に更新のお取扱いはありません。

自由診療抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は5年です。この特約は所定の範囲内で自動更新されます。更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率等により計算されます。

契約年齢（歳）	主契約								がん治療 給付金 特約	自由診療 抗がん剤 治療特約	がん収入サポート 特約		がん先進 医療特約	がん手術 特約	女性 がんケア 特約
	特則なし				特則あり						特則なし	特則あり			
	25万円	50万円	100万円	300万円	25万円	50万円	100万円	300万円							
0	735	861	1,112	2,116	716	823	1,036	1,888	210	—	—	—	102	131	125
1	743	875	1,138	2,190	723	835	1,059	1,953	216	—	—	—	102	132	126
2	752	890	1,166	2,270	731	848	1,082	2,018	222	—	—	—	102	133	127
3	760	905	1,195	2,353	739	862	1,108	2,092	228	—	—	—	102	134	128
4	770	922	1,226	2,442	747	876	1,134	2,166	234	—	—	—	102	136	130
5	779	939	1,259	2,537	755	891	1,162	2,246	241	—	—	—	102	137	131
6	790	958	1,294	2,638	764	907	1,192	2,332	249	—	—	—	102	139	132
7	800	977	1,330	2,742	774	924	1,224	2,424	257	—	—	—	102	140	134
8	813	999	1,371	2,859	784	942	1,258	2,520	267	—	—	—	102	143	136
9	824	1,020	1,412	2,978	795	961	1,293	2,621	277	—	—	—	103	145	137
10	837	1,043	1,455	3,103	805	980	1,330	2,728	286	—	—	—	103	147	139
11	847	1,063	1,495	3,223	814	997	1,364	2,830	297	—	—	—	103	150	141
12	857	1,084	1,538	3,352	823	1,016	1,401	2,941	308	—	—	—	103	152	143
13	869	1,107	1,584	3,490	833	1,035	1,439	3,055	321	—	—	—	103	154	144
14	881	1,131	1,631	3,631	843	1,055	1,479	3,175	333	—	—	—	103	157	147
15	894	1,157	1,682	3,782	854	1,077	1,523	3,305	346	—	—	—	103	160	149
16	907	1,183	1,734	3,938	865	1,099	1,567	3,437	360	—	—	—	104	162	151
17	922	1,211	1,790	4,104	878	1,123	1,614	3,576	376	—	—	—	104	166	153
18	937	1,240	1,847	4,273	891	1,148	1,662	3,718	391	—	—	—	104	168	155
19	953	1,271	1,907	4,451	904	1,174	1,713	3,869	408	—	—	—	104	172	158
20	968	1,301	1,967	4,631	917	1,199	1,763	4,019	427	359	663	578	104	175	160
21	984	1,332	2,029	4,815	931	1,226	1,816	4,176	445	359	692	603	105	179	163
22	1,001	1,365	2,093	5,005	945	1,253	1,870	4,336	465	359	721	628	105	182	165
23	1,017	1,397	2,157	5,195	959	1,281	1,924	4,496	486	359	751	654	105	186	168
24	1,034	1,430	2,222	5,388	973	1,308	1,978	4,656	508	359	781	679	105	189	170
25	1,051	1,463	2,287	5,581	988	1,336	2,033	4,819	530	359	810	703	107	199	178
26	1,067	1,495	2,350	5,770	1,001	1,362	2,085	4,975	554	359	839	728	108	205	183
27	1,084	1,528	2,415	5,963	1,015	1,390	2,139	5,135	579	359	869	753	128	211	186
28	1,101	1,561	2,481	6,159	1,030	1,418	2,194	5,298	604	389	899	778	129	217	191
29	1,118	1,594	2,546	6,354	1,043	1,444	2,247	5,457	631	389	928	802	129	223	195
30	1,135	1,628	2,613	6,553	1,057	1,472	2,302	5,620	659	389	958	827	130	230	200
31	1,152	1,661	2,679	6,751	1,071	1,500	2,357	5,785	685	389	989	853	131	236	203
32	1,169	1,695	2,747	6,953	1,086	1,528	2,412	5,948	712	389	1,020	879	131	241	207
33	1,186	1,729	2,814	7,154	1,099	1,555	2,467	6,113	740	389	1,051	904	131	247	210
34	1,204	1,764	2,883	7,359	1,114	1,584	2,524	6,282	769	389	1,082	930	132	253	214
35	1,225	1,803	2,959	7,583	1,131	1,616	2,586	6,464	799	389	1,114	956	132	258	216
36	1,255	1,857	3,060	7,872	1,158	1,662	2,670	6,702	830	390	1,144	982	132	264	220
37	1,287	1,913	3,164	8,168	1,186	1,710	2,758	6,950	861	390	1,175	1,007	133	270	223
38	1,319	1,969	3,269	8,469	1,213	1,757	2,845	7,197	892	390	1,206	1,033	133	277	226
39	1,351	2,026	3,375	8,771	1,241	1,805	2,934	7,448	922	390	1,235	1,057	134	283	229

※下記の保険料表において「特則」とはがん診断給付金通院不担保特則を指します。主契約にて「特則あり」を選択する場合、がん収入サポート特約も「特則あり」の保険料をご覧ください。

※

枠内は、自由診療抗がん剤治療特約・がん収入サポート特約の契約年齢範囲が20歳以上であるため、お申込みいただけません。

 枠内は、がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間が70歳の場合、契約年齢範囲が60歳までのため、お申込みいただけません。

※お申込みにあたっては、月払保険料が1,000円以上となる必要があります。

枠内は、他の特約を付加する等、ご契約条件によってお申込みいただける場合があります。

(単位:円)

契約年齢（歳）	主契約								がん治療 給付金 特約	自由診療 抗がん剤 治療特約	がん収入サポート 特約		がん先進 医療特約	がん手術 特約	女性 がんケア 特約
	特則なし				特則あり						特則なし	特則あり			
	25万円	50万円	100万円	300万円	25万円	50万円	100万円	300万円							
40	1,382	2,081	3,479	9,069	1,268	1,853	3,022	7,698	952	390	1,262	1,080	134	289	232
41	1,415	2,138	3,584	9,368	1,296	1,901	3,110	7,946	982	390	1,290	1,104	135	296	235
42	1,446	2,193	3,687	9,661	1,324	1,948	3,197	8,191	1,010	390	1,316	1,126	135	302	237
43	1,477	2,248	3,789	9,953	1,351	1,995	3,284	8,438	1,036	390	1,340	1,147	135	309	238
44	1,509	2,303	3,892	10,246	1,379	2,043	3,372	8,686	1,061	390	1,362	1,167	136	315	240
45	1,541	2,360	3,997	10,545	1,407	2,092	3,461	8,937	1,083	390	1,384	1,186	136	321	240
46	1,575	2,418	4,104	10,848	1,437	2,142	3,553	9,195	1,104	390	1,403	1,204	137	328	240
47	1,607	2,475	4,210	11,150	1,466	2,192	3,645	9,455	1,122	390	1,422	1,222	137	335	241
48	1,640	2,532	4,317	11,455	1,495	2,243	3,738	9,718	1,139	390	1,438	1,237	138	342	241
49	1,674	2,591	4,426	11,764	1,525	2,294	3,832	9,982	1,154	390	1,453	1,252	138	349	241
50	1,707	2,650	4,535	12,075	1,555	2,346	3,927	10,251	1,167	390	1,465	1,264	139	356	240
51	1,726	2,685	4,604	12,278	1,572	2,377	3,988	10,430	1,181	391	1,475	1,276	139	364	240
52	1,745	2,721	4,674	12,484	1,589	2,409	4,049	10,609	1,194	391	1,484	1,286	140	371	239
53	1,764	2,758	4,745	12,693	1,606	2,441	4,112	10,794	1,207	391	1,491	1,296	140	379	238
54	1,784	2,796	4,820	12,914	1,624	2,476	4,179	10,991	1,220	391	1,498	1,305	141	388	237
55	1,806	2,838	4,901	13,153	1,643	2,512	4,250	11,200	1,235	391	1,506	1,316	141	397	237
56	1,830	2,883	4,989	13,411	1,665	2,553	4,328	11,428	1,252	391	1,516	1,328	142	406	237
57	1,855	2,931	5,082	13,686	1,687	2,595	4,410	11,670	1,270	391	1,526	1,342	142	416	237
58	1,882	2,982	5,181	13,977	1,711	2,640	4,498	11,928	1,290	391	1,539	1,358	143	426	238
59	1,911	3,036	5,287	14,289	1,737	2,688	4,591	12,201	1,311	391	1,551	1,374	144	437	238
60	1,942	3,094	5,398	14,614	1,764	2,739	4,689	12,487	1,334	391	1,565	1,392	145	448	240
61	1,972	3,152	5,512	14,950	1,792	2,791	4,790	12,784	1,359	391	—	—	145	459	241
62	2,005	3,213	5,629	15,293	1,821	2,845	4,894	13,088	1,383	391	—	—	146	469	241
63	2,035	3,271	5,743	15,629	1,849	2,898	4,996	13,388	1,407	392	—	—	147	480	243
64	2,066	3,328	5,852	15,948	1,876	2,949	5,094	13,674	1,432	392	—	—	148	490	243
65	2,092	3,378	5,950	16,236	1,901	2,995	5,184	13,938	1,455	392	—	—	149	499	243
66	2,116	3,423	6,036	16,488	1,923	3,036	5,263	14,169	1,477	392	—	—	149	507	243
67	2,136	3,460	6,108	16,698	1,943	3,073	5,333	14,373	1,499	392	—	—	150	514	241
68	2,154	3,492	6,168	16,872	1,960	3,104	5,393	14,547	1,519	392	—	—	150	522	240
69	2,168	3,518	6,218	17,018	1,974	3,131	5,445	14,699	1,540	393	—	—	151	527	238
70	2,181	3,541	6,261	17,141	1,989	3,157	5,493	14,837	1,560	393	—	—	152	533	238
71	2,192	3,561	6,299	17,249	2,002	3,180	5,536	14,960	1,583	393	—	—	153	537	237
72	2,202	3,578	6,330	17,338	2,013	3,200	5,575	15,073	1,605	393	—	—	153	539	236
73	2,210	3,591	6,354	17,404	2,023	3,218	5,608	15,166	1,628	393	—	—	154	541	235
74	2,216	3,601	6,370	17,446	2,032	3,233	5,635	15,241	1,650	394	—	—	155	542	235
75	2,219	3,604	6,374	17,452	2,039	3,244	5,653	15,289	1,671	394	—	—	156	543	235
76	2,221	3,603	6,367	17,423	2,045	3,251	5,663	15,311	1,692	394	—	—	157	543	235
77	2,218	3,594	6,347	17,357	2,047	3,252	5,662	15,302	1,710	395	—	—	159	543	236
78	2,214	3,582	6,319	17,265	2,048	3,250	5,655	15,273	1,727	395	—	—	160	543	236
79	2,208	3,567	6,284	17,152	2,048	3,246	5,643	15,229	1,745	395	—	—	161	543	236
80	2,202	3,550	6,246	17,028	2,048	3,241	5,628	15,174	1,761	396	—	—	163	543	237



商品付帯サービス

FWD生命では、お客さまの健康をサポートするためのさまざまなサービスを提供しています。

日々の健康管理から、もしものときの受診・治療・治療後のケアまで、医師等の専門家が、さまざまな場面であなたに寄り添います。

※商品付帯サービスはFWD生命保険(株)の業務委託先の企業が提供します。ご利用に際しては諸条件があります。

商品付帯サービスの最新情報や利用方法等、以下のホームページよりご覧いただけます!

<https://www.fwdlife.co.jp/support/servicelist/>



【MEMO】

[illegible]

重要事項説明書(契約概要)

- 「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 保険商品の特長としくみ

基本事項

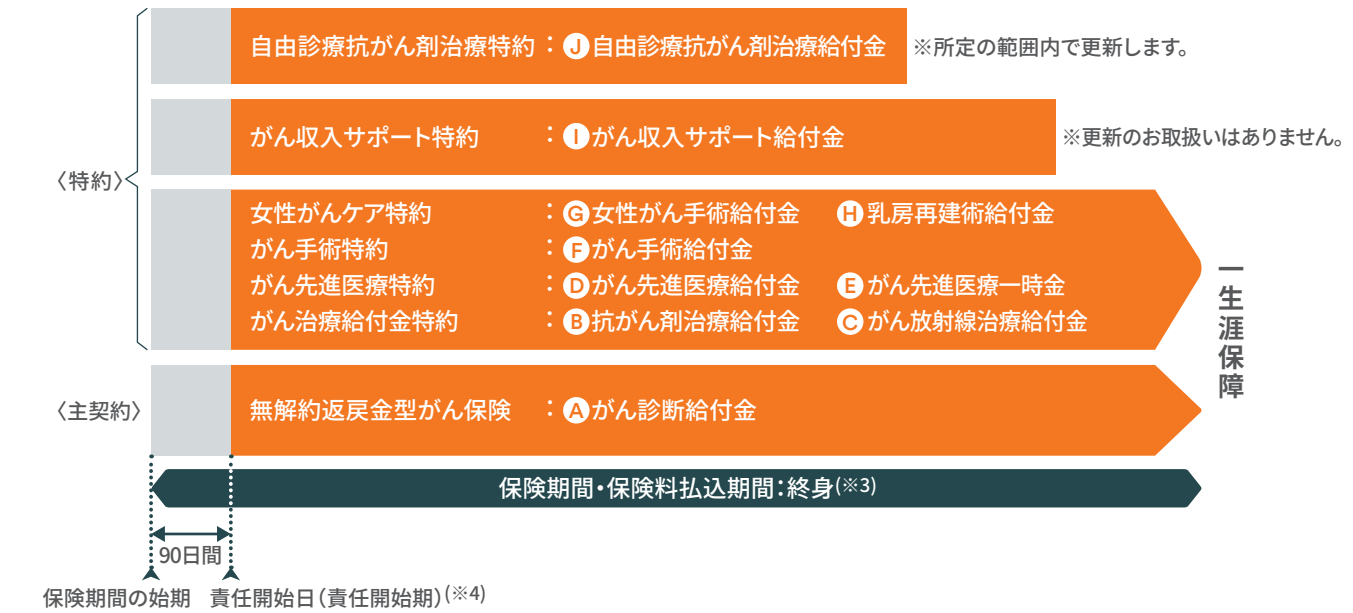
正式名称	無解約返戻金型がん保険
ペットネーム	FWDがんベスト・ゴールド

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、保険設計書や申込書にてご確認ください。
なお、この保険における「がん」とは、『[ご契約のしおり・約款 別表36 対象となるがん](#)』に定める「悪性新生物」および「上皮内新生物」をいいます。

保険商品の特長

- 初めてがんと診断確定されたとき^(※1) 給付金をお支払いします。
- 初めてがんと診断確定された時点で以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。
- 主契約が短期払^(※2)で、保険料払込期間満了後に解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- 各種特約を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

[しくみ図] 全期払^(※2)の場合



- (※1) がん診断給付金の2回目以降の支払事由については、『[2 主契約の保障内容について](#)』をご覧ください。
- (※2) 「短期払」とは保険料払込期間が保険期間より短いもの、「全期払」とは保険期間と保険料払込期間が同じものをいいます。
- (※3) がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間は、所定の範囲内からご選択いただけます。自由診療抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は5年です。
- (※4) この保険は、保険期間の始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日から保障を開始します。

2 主契約の保障内容について

詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

保障内容

お支払いする 給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
A がん診断 給付金	責任開始日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 初めてがんと診断確定 ^(※1) (※2)されたとき (2) 前回のがん診断給付金の支払事由が生じた日から起算して1年を経過した日の翌日以後に、既に診断確定されたがんとは関係なく、新たにがんと診断確定 ^(※2) されたとき (3) 前回のがん診断給付金の支払事由が生じた日から起算して1年を経過した日の翌日以後に、責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんの再発または転移 ^(※2) (※3)が認められたとき (4) 前回のがん診断給付金の支払事由が生じた日から起算して1年を経過した日の翌日以後に、責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんについて当社所定の治療を直接の目的として入院をしているときまたは通院をしたとき	がん診断給付金額	通算限度なし (1年に1回)	被保険者
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん診断 給付金額×10%	—	死亡給付金 受取人

死亡給付金のお支払いには所定の免責事由があります。

- (※1) がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検を含み、剖検を除きます。以下、同じ。)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
(注)他の所見による診断確定とは、細胞診検査による所見、臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見(身体検査による理学所見を除きます。)、手術所見の全部またはいずれかによる診断確定を指します。これらの所見による診断確定を認める場合とは、「がんの全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択等、被保険者の事情や都合により検査・手術を延期・拒否し、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見による診断確定は認められません。
- (※2) 責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後にがんと診断確定された場合は、死亡前に病理組織学的所見を得るための生検を受けているときはがん診断給付金を支払います。
- (※3) がんの再発または転移の確認は、次のいずれかの客観的所見(身体検査による理学所見を除きます。)により医師によってなされることを要します。
(1) 病理組織学的所見 (2) 細胞診検査による所見 (3) 臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見 (4) 手術所見

給付金のお支払いについての留意事項

死亡給付金	お取扱いは以下のとおりです。
	全期払 保険期間を通じて死亡給付金はありません。 短期払 保険料払込期間中 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後 保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、がん診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。



被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

保険料払込みの免除

以下の事由に該当したときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

保険料払込みの 免除事由	責任開始日以後の保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき
-----------------	----------------------------------

がん診断給付金通院不担保特則について

- 主契約には、がん診断給付金通院不担保特則を付加することができます。
- がん診断給付金通院不担保特則を付加することで、「[2 主契約の保障内容について 保障内容](#)」[A](#)[がん診断給付金の支払事由\(4\)](#)の「通院をしたとき」ががん診断給付金のお支払いの対象外となりますが、その分、保険料が安くなります。
- 詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。



- がん診断給付金通院不担保特則を中途付加することはできません。
- がん診断給付金通院不担保特則のみの解約はできません。

3 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。
(注)ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特約名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度
がん治療給付金特約	B 抗がん剤治療給付金	保険期間中に、 次のすべてを満たす入院または通院をしたとき ●責任開始日以後に、診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を目的とする入院または通院であること ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤またはホルモン剤(※1)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること	がん治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
	C がん放射線治療給付金	保険期間中に、 次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき ●責任開始日以後に、診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とする放射線治療であること ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列举されている診療行為であること（ただし、血液照射を除きます。）		通算限度なし (同一月に1回)
がん先進医療特約	D がん先進医療給付金	保険期間中に、 次のすべてを満たす療養を受けたとき ●責任開始日以後に、診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とする療養であること ●先進医療による療養であること	先進医療による療養に係る技術料と同額	通算：2,000万円
	E がん先進医療一時金	保険期間中に、 がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金×10%相当額	—
がん手術特約	F がん手術給付金	保険期間中に、責任開始日以後に、 診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの当社所定の治療を直接の目的とする手術を受けたとき	【手術1回につき】 がん手術給付金額	通算限度なし (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術は60日に1回)

特約名	お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度
女性がんケア特約	G 女性がん手術給付金	保険期間中に、責任開始日以後に、 診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とする次のいずれかの手術を受けたとき ●乳房観血切除術 ●卵巣観血切除術 ●子宮観血切除術	【手術1回につき】 女性がんケア給付金額	●乳房観血切除術：片側1乳房につき1回 ●卵巣観血切除術：2回 ●子宮観血切除術：1回
	H 乳房再建術給付金	保険期間中に、責任開始日以後に、 女性がん手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき		片側1乳房につき1回
がん収入サポート特約	I がん収入サポート給付金	責任開始日以後の保険期間中に、 主契約のがん診断給付金の支払事由に該当し、主契約のがん診断給付金が支払われるとき	がん収入サポート給付金月額×12	通算限度なし
自由診療抗がん剤治療特約	J 自由診療抗がん剤治療給付金	保険期間中に、 次のすべてを満たす入院または通院をしたとき ●責任開始日以後に、診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とするものであること ●がん診療連携拠点病院等またはそれに準ずると当社が認めた日本国内の病院におけるものであること ●所定の抗がん剤またはホルモン剤(※1)が処方または投与されるものであること	(※2)をご覧ください。	通算：3,000万円

- (※1) がん治療給付金特約と自由診療抗がん剤治療特約では、支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤は異なります。[「給付金等のお支払いについての留意事項」](#)をご覧ください。
- (※2) **①**自由診療抗がん剤治療給付金の支払額は次のとおりです。
- 所定の抗がん剤またはホルモン剤の処方または投与に対して被保険者が負担する薬剤料(消費税を含みます。)と同額。

ただし、次の金額を上限とします。

(1)被保険者が処方または投与された所定の抗がん剤またはホルモン剤が適応外使用(※3)に該当する場合
抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた日現在の薬価基準において定められている薬剤の価格

(2)被保険者が処方または投与された所定の抗がん剤またはホルモン剤が未承認薬に該当する場合
国内外の薬剤の価格(※4)の2.5倍の金額
- (※3)「適応外使用」とは、抗がん剤またはホルモン剤治療を受けた時点において、厚生労働大臣による製造販売の承認時に効能または効果があると厚生労働大臣により認められたがんとは異なるがんに対して使用すること、または異なる用法・用量で使用することをいいます。
- (※4)国内外における薬剤の卸売価格や実勢価格を参考とします。

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、被保険者に代わり、 指定代理請求人が請求 を行うことができます。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない所定の事情があるときを含みます。



指定代理請求人特約を除き、特約を中途付加することはできません。

給付金等のお支払いについての留意事項

がん治療 給付金特約	● 抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤は、『ご契約のしおり・約款 がん治療給付金特約条項 第6条 備考*2』をご覧ください。 ● 抗がん剤治療給付金の支払対象には、再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与および処方のための入院または通院を含みます。 ● 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、当該処方せんに基づいて所定の抗がん剤またはホルモン剤の支給を受けた場合に限り抗がん剤治療給付金をお支払いします。 ● 抗がん剤治療給付金の支払事由該当日については、『ご契約のしおり・約款 がん治療給付金特約条項 第6条 3』をご覧ください。 ● がん放射線治療給付金の支払対象となる治療には、電磁波温熱療法を含みます。 ● がん放射線治療給付金の支払事由該当日については、『ご契約のしおり・約款 がん治療給付金特約条項 第7条 4』をご覧ください。 ● 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療を複数回受けたときは、それらの放射線治療については、いずれか1つの放射線治療についてのみ支払事由に該当するものとして取り扱いいます。
がん先進医療 特約	支払対象となる先進医療については、『 ご契約のしおり・約款 がん先進医療特約条項 第1条 1 』をご覧ください。
がん手術特約	支払対象となる手術については、『 ご契約のしおり・約款 別表31 対象となるがん手術 』をご覧ください。
女性がんケア 特約	● 女性がん手術給付金の支払事由に該当する卵巣観血切除術および子宮観血切除術を同時に受けた場合、子宮観血切除術を行ったものとして扱い、これに対する女性がん手術給付金のみお支払いします。 ● 両卵巣について、女性がん手術給付金の支払事由に該当する卵巣観血切除術を同時に受けた場合、1回分の手術に対する女性がん手術給付金のみお支払いします。 ● この特約の女性がん手術給付金および乳房再建術給付金のいずれもが支払限度に達したときまたは、この特約の支払対象となる部位(乳房、卵巣および子宮)のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき、この特約は消滅したものとみなします。
がん収入サポート 特約	● がん収入サポート給付金は、支払事由が生じた日を第1回の支払日とし、第1回の支払日より後に到来する契約日の毎月の応当日の前日を第2回以後の支払日として、それぞれの支払日ごとに12回に分割して支払います。 ● がん収入サポート給付金の支払中にこの特約の被保険者が死亡したときは、がん収入サポート給付金の未支払分を主契約のがん診断給付金受取人の法定相続人に一時に支払います。 ● 主契約にがん診断給付金通院不担保特則を付加する場合、主契約のがん診断給付金の支払事由が一部変更となりますので、がん収入サポート給付金の支払対象も変更されます。
自由診療抗がん剤 治療特約	● 支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤には、所定の要件があります。以下は要件の一部です。 次のいずれかに該当する薬剤であること (1) 抗がん剤またはホルモン剤治療を受けた時点における、米国National Comprehensive Cancer Network (NCCN) ガイドラインが推奨する治療方針に基づき処方または投与される適応外使用の薬剤 (2) 患者申出療養として処方または投与される適応外使用の薬剤または未承認薬 ● その他の所定の要件については、『ご契約のしおり・約款 別表37 対象となる抗がん剤またはホルモン剤』をご覧ください。 ● 処方または投与された薬剤によっては、支払対象にならない場合があります。また、支払対象となる場合でも、支払額に上限がある場合があります。そのため、治療開始前に総合サービスセンターまでお問い合わせください。

4 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はありません。

5 解約返戻金について

■主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。	
短期払	保険料払込期間中 保険料払込期間満了後	：解約返戻金はありません。 ：保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、がん診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。

■特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 更新について

自由診療抗がん剤治療特約は、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了するとき、所定の範囲内で自動的に更新されます。更新をご希望にならない場合は、保険期間が満了する月の前月の末日までにお申出ください。

!

- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。
- 次の場合、更新のお取扱いをいたしません。
 - ・更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 - ・更新後の特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

重要事項説明書(注意喚起情報)

■「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)は「[ご契約の申込日](#)」または「重要事項説明書(注意喚起情報)の書面または電磁的記録を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて[14日以内](#)であれば、書面または電磁的記録^(※)のいずれかによりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。

(※)電子情報処理機器(パソコン・タブレット・スマートフォン等)を使用して、当社ホームページにアクセスしてお申出いただく方法です。

■「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に保険金・年金・給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に、申込者等が保険金・年金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■お申込みの撤回等があった場合には、当社は、お払込みいただいた金額を申込者等に全額返還します。

■当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人を契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

*当社より保険証券を発行しているご契約については、お申込みの撤回等の処理完了後に「ご契約取消手続完了のご案内」をお送りいたします。そのご案内にて、お申込みの撤回等の処理が完了したことをご確認いただき、保険証券を破棄してください。

お申出方法

■書面による場合

●郵便により、総合サービスセンター宛にお申出ください。

(1)「お申込みの撤回等の書面」の記入事項

・お申込みの撤回等をする旨の文言 ・証券番号 ・保険種類 ・申込者等の氏名(自署)
・住所、電話番号 ・送金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)

(2)「お申込みの撤回等の書面」の送付先

〒530-8573 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
FWD生命保険株式会社 総合サービスセンター

●書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。

■電磁的記録による場合

●当社では、ホームページに専用のお申出フォーム(<https://customer.fwdlife.co.jp/seimei/cooling-off/>)を用意しておりますので、必要事項を入力・送信することによりお申出ください。

●電磁的記録によるお申出の場合は、電磁的記録を発信した時(当社ホームページでお申出いただいた場合は、必要事項を入力後、送信が完了した時)に効力を生じます。

2 健康状態や職業等の告知義務について

告知義務について

■ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。

■[過去の傷病歴\(傷病名・治療期間等\)](#)、[現在の健康状態](#)、[お身体の障害状態](#)、[職業等](#)、「告知書」で当社がおたずねすることについて、[事実をありのままに正確にもれなくお知らせ\(告知\)ください](#)。



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
生命保険募集人(代理店)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴等がある方への引受対応について

ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合

■[故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。](#)

●責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。

●[ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。](#)

●ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。

■上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

●この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、[すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。](#)

3 保障の責任開始について

■責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下、同じ。)を当社が受け取った時 ^(※) 」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した日の翌日
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時(当社が保険契約の申込書を受領した時)」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した日の翌日

(※)第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性等を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

■生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いができません。また、保険料のお払込みを免除できません。

免責事由に該当した場合

例：死亡給付金受取人等の故意による被保険者の死亡によるとき

責任開始日の前日以前のがんの診断確定による無効の場合

被保険者が責任開始日の前日以前にがんを診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず無効となり、無効となった主契約・すべての特約の給付金等はお支払いできません。

告知義務違反による解除の場合

重大事由による解除の場合

給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

保険料のお払込みがないことによる失効の場合

保険契約について詐欺による取消しの場合

給付金等の不法取得目的による無効の場合

5 ご契約内容等の確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

■第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

■猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。

■「責任開始期に関する特約」を付加する場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了の日の属する月の翌月1日から翌々月末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7 効力を失ったご契約の復活について

■効力を失ったご契約でも、失効日から1年以内であれば復活を申し込むことができます。

■この場合、次のとおり取り扱います。

- 改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります。)
- 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8 ご契約の解約と解約返戻金

■払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

■この保険の解約返戻金については、契約概要「5 解約返戻金について」をご覧ください。

9 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ。)して新たなご契約をお申込みになる場合、以下の点でご契約者に不利益となることがあります。

■現在のご契約についての留意事項

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

■新たなご契約についての留意事項

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結または復活に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 新たなご契約ががんを保障するご契約の場合、新たなご契約の保険期間の始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日からがんに関する保障が開始されます。新たなご契約の保障が開始される前に、現在のがんを保障するご契約を解約すると、がんに関する保障のない期間が発生します。
- 当社所定のがん保険契約にご加入中の場合、「がん保険契約の乗換に関する取扱い特約」を付加することにより、ご契約の保障期間を途切れさせることなく、FWDがんベスト・ゴールドに乗り換えることができます。詳細は巻末の「その他の重要事項」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

10 給付金額等が削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-12:00、13:00-17:00



<https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金等のご請求について

■給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(最寄りの営業部門または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。

■ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。

■代理請求について

- 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
- ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。

■ご住所等を変更された場合

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

12 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 法令等の改正により、公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、当社は主務官庁の認可を得て、所定の特約の支払事由を変更することがあります。
- この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13 ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先

総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月～金 (祝日・年末年始を除く)
9:00～18:00

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp/)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

その他の重要事項

当社所定のがん保険契約にご加入の場合、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容についてご確認ください。また、「その他の重要事項」に記載している内容の詳細については、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

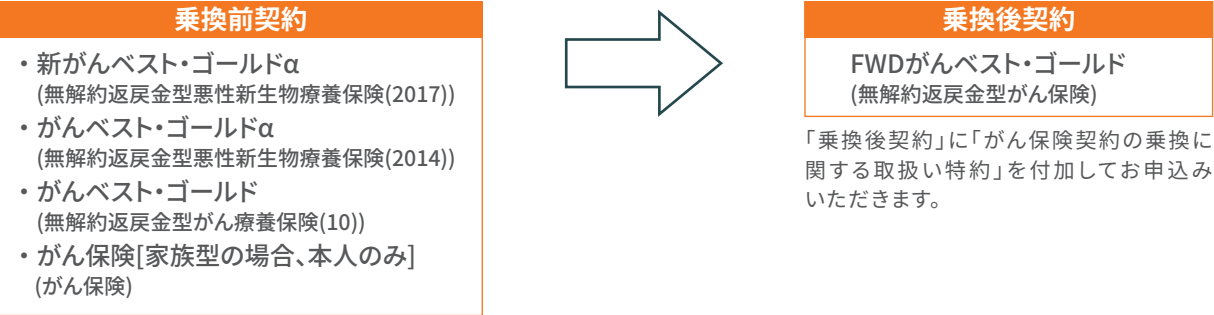
当社所定のがん保険契約の乗換について

当社所定のがん保険契約にご加入中のお客さまは、「乗換後契約」に「がん保険契約の乗換に関する取扱い特約」を付加したうえで、所定の条件を満たせば、ご契約の保障期間を途切れさせることなく「FWDがんベスト・ゴールド」に乗り換えることができます。

(注)「乗換後契約」のお申込みと同時に「乗換前契約」の解約手続きを行わない場合、がんに関する保障(※)を途切れさせないためには「乗換後契約」の保険期間の始期の属する日から90日間は「乗換前契約」を継続し、「乗換前契約」と「乗換後契約」の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

(※)「乗換前契約」と「乗換後契約」で保障範囲が異なる場合があります。

対象となるがん保険契約



- 保障期間を途切れさせることなく「FWDがんベスト・ゴールド」に乗り換えるためには、以下の所定の条件を満たす必要があります。
- 「乗換後契約」のお申込みと同時に「乗換前契約」の解約手続きを行うこと
(主契約・特約すべてを解約する場合に限ります。)
- 乗換時において、「乗換前契約」が失効していないこと
- 乗換時において、乗換前後でご契約者が同一であること
- 乗換前後で被保険者が同一であること

- 
- 乗換にあたっては、改めて健康状態等の告知をいただく必要があります。告知の内容等によっては、「乗換後契約」をお引受けできないことがあります。この場合、「乗換前契約」の解約のご請求はなかったものとします。
 - 「乗換後契約」1件に対して、「乗換前契約」は1件となります。

